

(2) 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備

- ・無秩序な伐採の防止や伐採後の更新を確保するための制度を導入
- ・意欲と能力を有する者が、面的なまとまりを持って集約化や路網整備等に関する計画を作成する森林経営計画(仮称)制度を創設
- ・森林経営計画(仮称)作成者に限定して、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ必要な経費を支払う森林管理・環境保全直接支払制度を創設

(3) 広範に低コスト作業システムを確立する条件整備 **図3**

- ・森林経営計画(仮称)等による施業集約化の推進や境界明確化の加速化
- ・丈夫で簡易な路網として、林業専用道、森林作業道の区分を新設し、全国的に共通する規程・技術指針等を作成
- ・路網開設等に必要の人材の育成、路網整備を加速化させていくための支援を充実

(4) 担い手となる林業事業体の育成

- ・森林組合については、施業集約化・合意形成、森林経営計画(仮称)作成を最優先の業務とし、その実行状況を明確化

図3 路網整備のイメージ

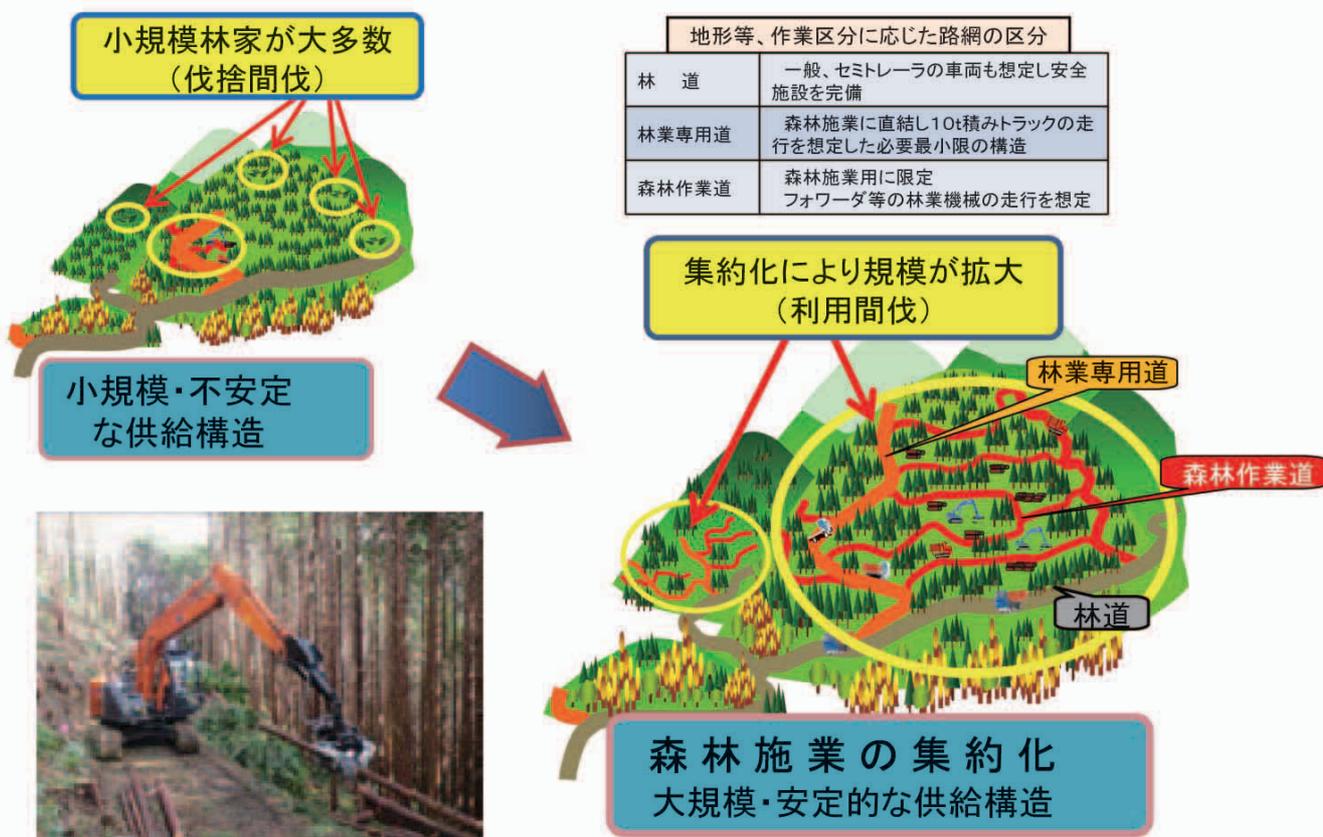
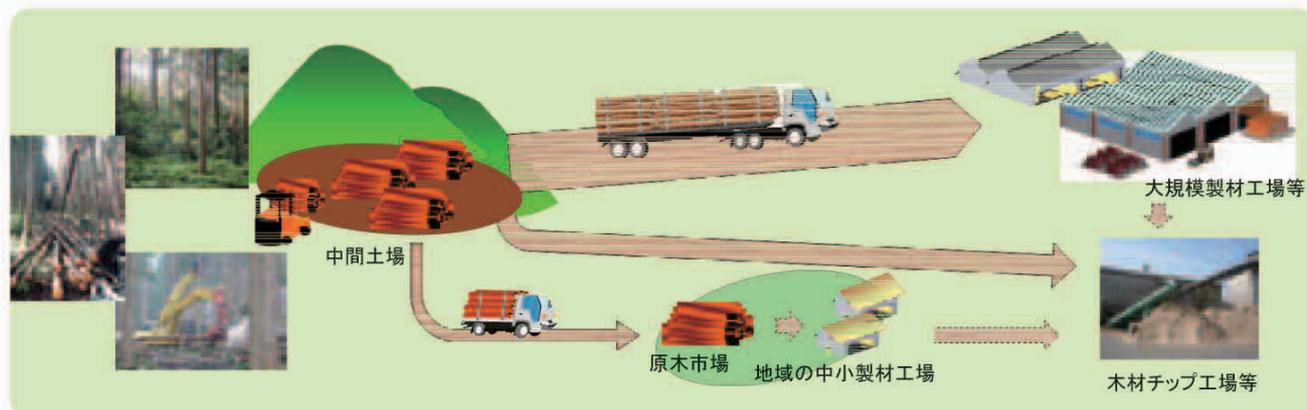


図4 中間土場のストックヤード機能(集積・仕分け等)を活用した原木流通の低コスト化・効率化



特集 「森林・林業の再生に向けた改革の姿」の概要

・森林組合と民間事業者とのイコール
フッティング(機会均等)を確保

(5) 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大

・川上から川中・川下までのマッチング機能を備えた商流・物流の構築等、民有林と国有林の連携強化しつつ効率的な流通体制づくり **図4**

・設計者など人材の育成、公共建築物木材利用促進法に基づく公共建築物の木造化の推進、合法木材の普及等木材利用に対する消費者等理解の醸成 **図5**

・パーティクルボード等の木質系材料や石炭火力発電所での混合利用等木質バイオマスの総合利用 **図6**

(6) 人材育成 図7

・森林・林業に関する専門知識・技術や実務経験など、一定の資質を有する者をフォレスターとして認定し、市町村森林整備計画の策定等市町村行政を支援できる仕組みを創設
・森林経営計画(仮称)の作成、集約化施策を推進するため、必要な知識習得のための研修を実施し、森林施業プランナーを育成、能力向上
・国有林は多様な立地を活かしてニーズに最も適した研修フィールドや技術を提供

図5 公共建築物への木材利用の促進



図6 木質バイオマスの総合利用の推進



図7 フォレスター等の役割

